

第3節 開発事業等における環境配慮の推進

環境影響評価（環境アセスメント）は、事業者が事業実施にあたり、あらかじめ環境への影響を調査・予測・評価し、適切な環境保全対策を講じることを義務付けるもので、環境に配慮したまちづくりの推進に重要な役割を果たしています。

平成9年には「環境影響評価法」が成立し、本市においても、平成10年に「環境影響評価条例」を制定しました。さらに、より適切な環境保全対策を講じるためには、事業計画の早期段階における環境保全への配慮が求められており、本市においては、平成18年に北九州市環境配慮指針を策定し、事業の特性及び地域の特性に応じた適切な環境保全対策に活用しています。

1. 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、場合によっては事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

(1) 背景、経緯、目的

我が国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」が閣議了解されて以来、「公有水面埋立法」等の個別法、各省庁による行政指導及び地方公共団体の条例・要綱などにより環境影響評価が実施されてきました。

昭和59年8月には、「環境影響評価の実施について」の閣議決定が行われ、国が関与する大規模な事業に係る統一ルールとして、「環境影響評価実施要領」（以下、「閣議決定要綱」という。）が定められました。

その後、国においては平成5年に環境基本法が制定され、同法において初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられました。同法の制定を受けて、国では関係省庁が一体となって、環境影響評価制度を巡る課題を横断的、総合的に分析し、その結果、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立しました。

環境影響評価法は、従来の行政指導により行われてきた閣議決定要綱に基づく制度では不十分とされた環境影響評価を大幅に見直し、事業者、住民、地方公共団体等

◆環境影響評価の実施状況

評価書縦覧年度	事業名	開発事業者または計画者
平成12	産業廃棄物処理施設の変更事業	民間（光和精鉱(株)）
13	北九州市学術・研究都市北部土地区画整理事業	北九州市（都市計画決定権者：北九州市長）
14	総合環境コンビナート複合中核施設建設事業	民間（北九州エコエナジー(株)）
15	天然ガスコージェネ発電設備建設事業	民間（新日本製鐵(株)八幡製鐵所）
16	(仮称)新・新門司工場建設事業	北九州市

要綱に発電所、林道を加えた13の事業)、③地域の実情に応じた環境影響評価の実施（スクリーニング、スコoping制度の導入）、④住民等の意見提出の機会の拡大、⑤埋立及び廃棄物最終処分場を除く全ての事業について環境大臣の意見を述べる事ができる規定など、閣議決定要綱を充実・改善する形となっています。

一方、地域公共団体においても、環境影響評価法が制定されたことを受けて、環境影響評価制度の条例化等に対する取組が積極的に行われました。

(2) これまでの取組

本市の環境影響評価制度としては、昭和62年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、各種の事業・計画の実施に当たり、環境保全について適正な配慮がなされるよう環境影響評価が行われていたが、さらに万全を期す観点から条例の制定が必要であると判断し、平成10年3月に「北九州市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月に施行しました。

この条例では、「北九州市環境管理計画運用指針」にはなかった、市民参加や環境影響評価審査会の設置、審査会の意見を踏まえた市長意見の提出、さらには、事後調査の義務づけなどの規定を新たに盛り込み、事業者、市民、行政が一体となって最大限の環境保全対策を図ることができる制度となっています。

本市では、法及び条例施行後、平成18年度末までに、方法書10件及び準備書7件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。環境影響評価が実施された事業は、下表のとおりです。

(3) 今後の取組

今後も環境影響評価制度を適切に運用するため、地域の環境情報や環境保全対策に係る最新の科学的知見等について情報収集に努め、事業者が行う環境影響評価に対し、当該事業の地域特性、事業特性を的確に把握した上で審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から適正な市長意見を述べていきます。

2. 北九州市環境配慮指針

(1) 背景

開発事業の実施における環境配慮については、平成12年12月に制定した「北九州市環境基本条例」において、また、平成10年3月に制定した「北九州市環境影響評価条例」においても、規定されています。

また、現在、北九州市環境基本条例に基づく環境基本計画として位置づけられている「アジェンダ21北九州」において、「事業別の環境配慮指針の策定」及び、「環境の現況、環境への配慮施策等の情報の収集・整備、科学的知見の集積」が明記され、今後、作成される新たな環境基本計画においても、環境配慮指針が位置づけられる予定となっています。

さらに、平成17年9月に「北九州市自然環境保全基本計画」が策定されました。この計画において「環境配慮指針の策定」が明記されており、開発事業の実施にあたって、環境配慮指針を活用した適切な環境配慮が求められています。

(2) これまでの取組と成果

環境影響評価法及び条例に基づき環境影響評価の手続きが必要となる場合や、開発事業の許認可等に係る法令に基づき、環境影響評価等が必要となる場合はもちろん、法令の制限を受けない開発を実施する場合においても、昨今の市民の環境保全意識の高まりや、地域の生活、自然環境の状況、周辺の土地利用や景観・町並みの状況等により、適切な環境保全への配慮が求められることが少なくありません。

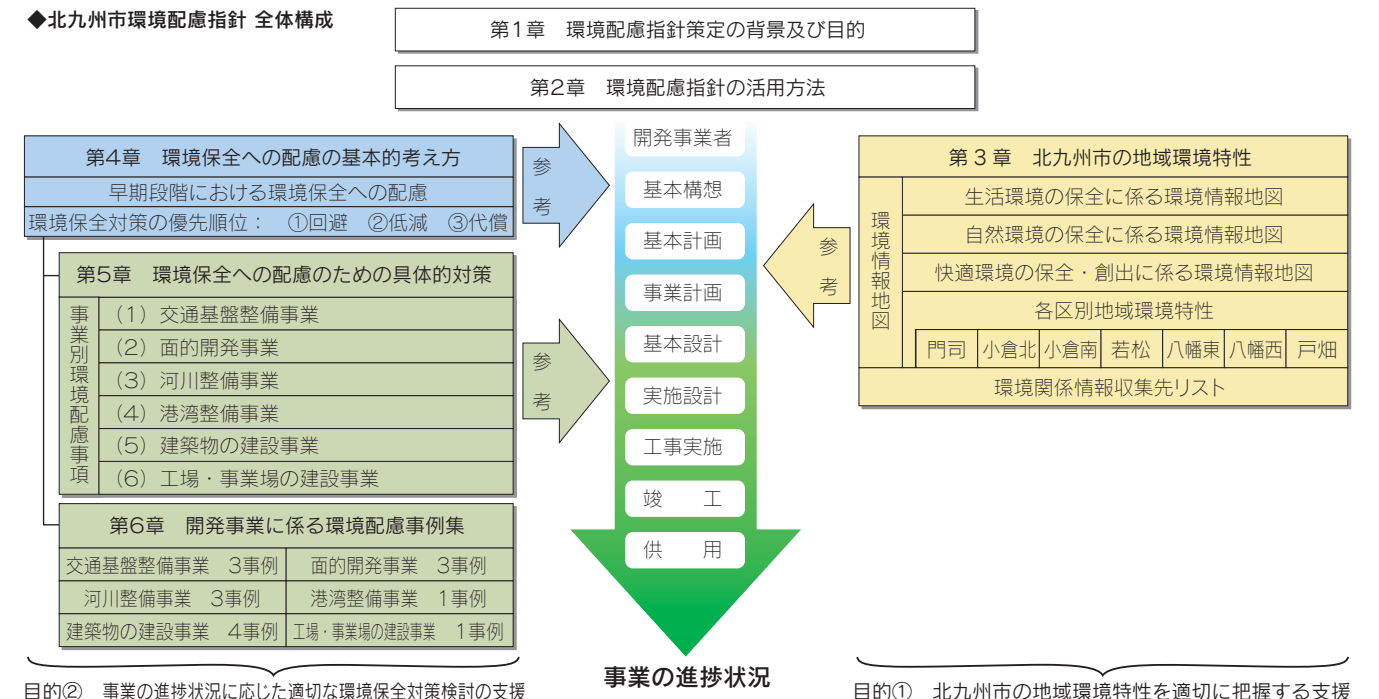
そこで、開発事業者が環境影響評価や環境保全への配慮の検討を行うにあたり、「北九州市環境配慮指針～開発事業における環境保全への配慮の手引き～」を、平成18年9月に策定しました。

(3) 今後の取組

「北九州市環境配慮指針～開発事業における環境保全への配慮の手引き～」は、開発事業の規模の大小、事業者の官民の別にかかわらず活用できるように作成しており、開発事業における環境保全への配慮が一層促進されることが期待されています。

今後、市が実施する開発事業については、地域の環境特性に応じて、適切な環境保全対策が採用されているか、本指針を活用した環境配慮チェック制度を平成19年4月1日より導入します。

◆北九州市環境配慮指針 全体構成



目的② 事業の進捗状況に応じた適切な環境保全対策検討の支援

目的① 北九州市の地域環境特性を適切に把握する支援